

三井海洋開発株式会社

証券コード 6269

第37回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年3月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

コングレスクエア日本橋
2階 コンベンションホールA・B



株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、
あらかじめご了承ください。



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期（2022年12月期）は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響が未だ残り、一部建造工事での更なる費用負担や、ブラジルで操業するFPSO等に対する追加の修繕費等が発生いたしました。比較的高い収益率の建設工事の進捗や、チャーター事業での着実な収益の実現等により、2018年12月期以来の黒字回復を達成することができました。

しかしながら、配当につきましては、未だ内部留保の積み上がりが十分でなく、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただかざるを得ない状況であり、株主の皆様には、改めて深くお詫び申し上げます。

さて、当社は、FPSOをはじめとする浮体式の海洋石油・ガス生産設備の設計・資材調達・建造・据付に加え、設備のリース、及び操業まで一貫して手掛け、顧客である石油会社に対し、石油・ガスの生産というトータルサービスを提供することができる屈指の企業として、世界でも業界におけるトップとしての地位を確立しつつあります。

今後、日本で唯一の海洋開発専門企業である当社が持続的成長を実現していくためには、既存事業での着実な収益力回復に加え、脱炭素化

への取り組みを加速し、FPSOからの温室効果ガス排出削減への努力を継続するとともに、浮体式洋上風力等の新事業領域開拓によるポートフォリオの最適化が最重要課題と認識しており、引き続き当社グループの総力を結集して尽力してまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

2023年3月



代表取締役社長

金森 健

第37回 定時株主総会招集ご通知 目次

招集ご通知	1	連結財政状態計算書	32
株主総会参考書類	4	連結損益計算書	33
事業報告	16	貸借対照表	34
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	16	損益計算書	35
Ⅱ 会社の株式に関する事項	25	連結計算書類に係る会計監査人監査報告書	36
Ⅲ 会社役員に関する事項	27	会計監査人監査報告書	38
Ⅳ 会計監査人の状況	31	監査役会監査報告書	40
Ⅴ 株式会社の支配に関する基本方針	31		

(証券コード 6269)

電子提供措置の開始日 2023年3月1日

発信日 2023年3月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
三井海洋開発株式会社
代表取締役社長 金 森 健

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.modec.com/jp/ir/stock/agm.html>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス) <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができます。各議案の内容は、当社ウェブサイト上の「第37回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいませ。後述の「事前の議決権行使についてのご案内」に従って2023年3月27日(月曜日)午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 **2023年3月28日(火曜日) 午前10時**
(受付開始時刻は、午前9時を予定しております。)
- 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールA・B
- 目的事項
報告事項
 - 第37期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第37期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

* 株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会招集手続に関するその他の事項

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.modec.com/jp/ir/stock/agm.html>) に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

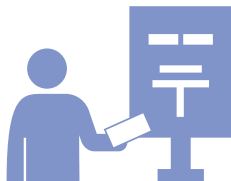
- ① 業務の適正を確保するために必要な体制及び当該体制の運用状況
- ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

当社の連結業績は、国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。また、表示通貨につきましても米ドルとしております。

事前の議決権行使についてのご案内

書面にて行使いただく場合

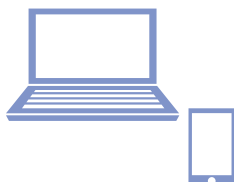


行使期限 2023年3月27日（月曜日）午後5時40分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 2023年3月27日（月曜日）午後5時40分まで

インターネット等により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト | <https://www.web54.net>
アドレス

▶ スマート行使による議決権行使のご案内については同封のリーフレットをご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

- ・ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・ インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。
- ・ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- ・ パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ先ください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル**

電話

0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～21:00）

②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ先ください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話

0120-782-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図り、株主還元を含む今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替える手続を実施したいと存じます。

本議案は、発行済株式総数を変更することなく資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数や業績に影響を与えるものではございません。また、今回の資本金及び資本準備金の額の減少において当社の純資産額に変更は生じませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金を19,500,000,000円減少する。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額を全額、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年5月31日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金を19,823,708,200円減少する。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額を全額、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年5月31日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

上記1の資本金の額の減少及び上記2の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、当該減少により増加するその他資本剰余金の額39,323,708,200円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充ちたいします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 39,323,708,200円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 39,323,708,200円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年5月31日を予定しております。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役7名を含む、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における 地位及び担当	2022年度 取締役会出席状況
1	かな もり 金 森 健	たけし	再 任	代表取締役社長 22/22回 (100%)
2	たか の やす ひろ 高 野 育 浩		再 任	取締役 常務執行役員 CFO (Chief Financial Officer)、 経理部、財務部及び 財務企画グループ担当 18/18回 (100%)
3	わた なべ こう いち 渡 邊 耕 一		新 任 社外取締役	—
4	わか な こう いち 若 菜 康 一		再 任 社外取締役	社外取締役 16/16回 (100%)
5	あい きょう しげ のぶ 相 京 重 信		再 任 社外取締役 独立取締役	社外取締役 指名・報酬委員 22/22回 (100%)
6	の だ ひろ こ 野 田 弘 子		再 任 社外取締役 独立取締役	社外取締役 指名・報酬委員 22/22回 (100%)
7	しら いし かず こ 白 石 和 子		再 任 社外取締役 独立取締役	社外取締役 指名・報酬委員長 22/22回 (100%)
8	にし がい かず ひさ 西 海 和 久		再 任 社外取締役 独立取締役	社外取締役 指名・報酬委員 22/22回 (100%)
9	こ ぼやし まさ と 小 林 雅 人		再 任 社外取締役 独立取締役	社外取締役 指名・報酬委員 22/22回 (100%)



◆ 所有する当社の株式数
13,800株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	三井物産株式会社入社	2013年4月	三井物産株式会社常務執行役員 プロジェクト本部長
2005年10月	同社プロジェクト本部 プラントプロジェクト第一部長	2016年4月	同社専務執行役員中国総代表 兼三井物産（中国）有限公司 董事長・総経理
2007年8月	同社プロジェクト本部 プロジェクト開発第二部長	2018年3月	当社取締役副社長執行役員、 社長補佐
2009年10月	同社プロジェクト本部長補佐	2018年7月	CCO、法務部及びコンプライ アンスグループ担当
2010年3月	三井物産（上海）貿易有限公司 董事長・総経理	2019年3月	CCO及びコンプライアンスグ ループ担当
2011年4月	三井物産株式会社執行役員駐中国 副総代表兼三井物産（上海） 貿易有限公司 董事長・総経理	2020年4月	CCO、法務部及びコンプライ アンスグループ担当
2012年4月	同社執行役員プロジェクト本部長	2021年4月	当社代表取締役社長（現任）
2013年3月	当社社外取締役		

取締役候補者とした理由

大手総合商社の経営者として培った豊富な経験に加え、当社の業務執行全般に亘る監督、法務、及び、コンプライアンス等を担当してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

たかの やす ひろ
高野 育 浩

◆ 生年月日 1957年12月25日生

再 任



◆ 所有する当社の株式数
4,900株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2013年4月	当社執行役員 経営企画部長
2004年4月	当社出向	2016年4月	当社常務執行役員 CFO
2005年3月	当社業務部長 兼 経営企画室長	2021年4月	当社常務執行役員 CFO、 人事部担当、人事部長
2006年7月	当社転籍	2022年3月	当社取締役常務執行役員 CFO、 経理部、財務部及び財務企画 グループ担当（現任）
2007年12月	当社経理部長 兼 経営企画室長		
2010年5月	当社経営企画部長		
2012年4月	当社理事 経営企画部長		

取締役候補者とした理由

金融機関及び当社における経理・財務部門での業務経験により培われた卓越した専門知識に加え、これまでの当社の経理・財務部門を担当してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。



◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年4月	三井造船株式会社（現株式会社三井E&Sホールディングス）入社	2018年12月	株式会社三井E&Sホールディングス 財務経理部主管
2009年7月	MITSUI ZOSEN EUROPE LIMITED 出向	2019年6月	株式会社三井E&Sマシナリー 取締役（非常勤）（現任）
2012年10月	三井造船株式会社財務経理部 主管	2021年4月	株式会社三井E&Sホールディングス 財務経理部長（現任）、 株式会社三井E&Sビジネスサービス 取締役（現任）
2017年6月	同社玉野事業所経理部長	2023年4月	株式会社三井E&S執行役員 財務部長（予定）
2018年4月	株式会社三井E&Sホールディングス 人事総務部玉野総合事務所長、 株式会社三井E&Sビジネスサービス 財務経理サービス部玉野分室長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社三井E&Sホールディングスで培った財務・経理をはじめとする豊富な知識と経験、経営能力、及び国際分野における豊富な業務経験に基づき、当社経営全般についてご助言いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

 わか な こう いち
若 菜 康 一

◆ 生年月日 1967年10月8日生

 再 任 **社外取締役**

 ◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月	三井物産株式会社入社	2019年4月	Caitan SpA General Manager
2008年4月	同社プロジェクト本部プロジェクト 開発第一部第二営業室 室長	2021年12月	三井物産株式会社プロジェクト本部 本部長補佐
2010年4月	同社プロジェクト本部環境・ 新エネルギー事業部第一営業 室 室長	2022年3月	当社社外取締役（現任）
2013年4月	同社プロジェクト本部環境・ 新エネルギー事業部 次長	2022年4月	三井物産株式会社執行役員 プロジェクト本部長（現任）、 三井物産プラントシステム株 式会社取締役（現任）
2015年4月	同社プロジェクト本部 プロジェクト開発第三部 部長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手総合商社における豊富な業務経験、及び当社の事業に関連する実務知識に基づき、当社経営全般について、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

あい きょう しげ のぶ
相 京 重 信

◆ 生年月日 1949年10月1日生

再 任

社外取締役

独立役員

◆ 所有する当社の株式数
3,700株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1972年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2011年4月	SMBC日興証券株式会社代表取締役会長
1999年6月	同行執行役員人事部長	2015年4月	同社顧問
2001年4月	株式会社三井住友銀行執行役員法人統括部長	2015年6月	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2003年6月	同行常務執行役員本店第一営業本部長	2016年3月	当社社外取締役（現任）
2005年6月	同行常務取締役兼常務執行役員	2016年6月	三洋化成工業株式会社社外取締役
2006年4月	同行取締役兼専務執行役員株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員	2016年6月	株式会社ダイヘン社外取締役
2007年4月	株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員法人部門統括責任役員	2016年6月	SCSK株式会社社外取締役
2010年4月	日興コーディアル証券株式会社代表取締役会長	2016年6月	ニチコン株式会社社外取締役（現任）
		2019年6月	スターツコーポレーション株式会社社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社経営全般について大所高所よりご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

6

 の だ ひろ こ
野 田 弘 子

◆ 生年月日 1960年7月3日生

再 任

社外取締役

独立役員


 ◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年4月	港監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社	2010年5月	プロビティコンサルティング株式会社設立 同社代表取締役（現任）
1987年8月	プルデンシャル証券会社入社	2014年4月	亜細亜大学大学院 アジア国際経営戦略科非常勤講師（現任）
1990年3月	野田公認会計士事務所代表（現任）	2019年3月	岡部株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
1992年8月	インドスエズ銀行（現クレディアグリコール銀行及び証券）入社	2019年3月	当社社外取締役（現任）
2000年6月	カナダコマース銀行入社（同行東京支店、後CIBC証券会社東京支店）入社	2021年6月	エステー株式会社社外取締役（監査委員）（現任）
2006年7月	株式会社ビジコム入社	2022年6月	蝶理株式会社社外取締役（現任）
2007年9月	プロミネントコンサルティング株式会社代表取締役		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

外資系金融機関における経理部門及び経営コンサルタントとしての豊富な経験及び幅広い知見に基づき、当社経営全般について、客観的な見地から監督、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

7

しら いし かず こ
白石和子

◆ 生年月日 1951年8月18日生

再 任

社外取締役

独立役員

◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月	外務省入省	2015年6月	特命全権大使(女性・人権人道担当兼北極担当)
2001年2月	在アトランタ総領事館首席領事	2016年6月	外務省参与(北極担当大使)
2003年6月	外務省条約局国際経済協定室長	2016年10月	東京家庭裁判所調停委員(現任)
2004年9月	外務省総合外交政策局外交政策調整官	2017年6月	外務省参与任期満了
2005年10月	外務省経済局世界貿易機関紛争処理室長	2017年12月	2025国際博覧会招致特使
2007年4月	在ポーランド大使館公使参事官	2018年6月	SCSK株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
2012年1月	リトアニア駐劄特命全権大使	2019年3月	当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

官公庁で培った国際情勢に関する幅広い見識及び豊富な経験に基づき、当社経営全般について、客観的な見地から監督、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

8

にし がい かず ひさ
西海和久

◆ 生年月日 1950年7月29日生

再 任

社外取締役

独立役員

◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年4月	ブリヂストンタイヤ株式会社(現株式会社ブリヂストン)入社	2012年3月	同社代表取締役COO
2004年4月	同社製造技術開発本部長	2016年3月	同社取締役代表執行役COO
2005年1月	同社執行役員	2019年1月	同社取締役
2007年10月	同社常務執行役員	2019年3月	同社エクスターナル・アドバイザー(現任)
2008年3月	同社取締役常務執行役員	2020年3月	当社社外取締役(現任)
2010年3月	同社代表取締役専務執行役員		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手製造業での経営に携わり培った幅広い見識、経営手腕、及び生産技術、工場運営、販売等における豊富な業務経験に基づき、当社の経営全般についてご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役の候補者いたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

9

 こばやし まさ と
小林 雅 人

◆ 生年月日 1960年4月5日生

再 任

社外取締役

独立役員


 ◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 湯浅・原法律特許事務所（現 ユアサハラ法律特許事務所）入所	2003年2月	シティユーワ法律事務所 パートナー（現任）
1996年1月	湯浅法律特許事務所（現ユアサハラ 法律特許事務所）パートナー	2020年1月	月島機械株式会社社外監査役
1997年2月	日本オラル株式会社社外監査役	2020年6月	株式会社イーブックイニシアティブ ジャパン社外取締役
1997年7月	平川・佐藤・小林法律事務所 （現シティユーワ法律事務所） 開設 パートナー	2020年12月	株式会社日本共創プラットフ ォーム社外監査役（現任）
		2021年3月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見に基づき、当社経営全般について、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 当社は株式会社三井E&Sホールディングスの持分法適用会社であり、同社の業務執行者である候補者及び過去10年間に業務執行者であった候補者の同社における地位及び担当は、上記の「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
2. その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 現任の社外取締役に関する当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、相京重信氏は7年、野田弘子及び白石和子の各氏は4年、西海和久氏は3年、小林雅人氏は2年、若菜康一氏は1年となります。
4. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約については、当社は、若菜康一、相京重信、野田弘子、白石和子、西海和久及び小林雅人の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、上記各氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、新たに渡邊耕一氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
6. 候補者の所有する当社株式数は、2022年12月31日現在の状況を記載しております。

以 上

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

各項目	選定理由
企業経営	取締役会に期待される経営を監視する役割を果たすため、企業経営に関する知識・経験を有することが必要である。
国際経験	当社の事業は海外の石油開発会社を主な顧客とし、売上もほぼ100%を海外で計上していること、いわゆるバリューチェーンをグローバルに構築していることから、国際経験を有することが必要である。
法務・コンプライアンス	顧客や委託先との交渉は複雑多岐にわたることから、リスク管理の観点からも契約実務、各国法規に関する知識・経験を有することが必要である。
財務・経理・税務	確かな財務報告の作成により経営の健全性を監視することはもちろん、リスク管理の観点からも財務・経理・税務に関する知識・経験を有することが必要である。
内部統制・ガバナンス	適切なガバナンス体制の構築は持続的な成長の基盤であり、グローバルに展開する子会社に対する監督機能を発揮するうえでガバナンスに関する知識・経験を有することが必要である。
人事・人材開発	能力を最大限に発揮するため、ダイバーシティの推進を含む人事・人材開発に関する知識・経験を有することが必要である。
ESG	これまでの石油・ガス業界に関わる事業に加え、将来の脱炭素の潮流に乗り遅れることのないよう、イノベーションや新たな事業への取り組みを行う基盤となる視点を有することが必要である。

(ご参考) スキルマトリックス [株主総会終了後の予定]

氏名	現任／ 再任／ 新任	社外・ 独立性	役員が有する知識・経験						
			企業経営	国際経験	法務・ コンプライアンス	財務・ 経理・税務	内部統制・ ガバナンス	人事・ 人材開発	ESG
取締役	金森 健	再任	○	○	○		○		
	高野 育浩	再任	○	○	○	○		○	
	渡邊 耕一	新任	社外	○	○		○	○	
	若菜 康一	再任	社外	○	○				○
	相京 重信	再任	独立社外	○			○	○	○
	野田 弘子	再任	独立社外	○	○		○	○	
	白石 和子	再任	独立社外	○	○			○	○
	西海 和久	再任	独立社外	○	○			○	
監査役	小林 雅人	再任	独立社外	○	○	○		○	
	高村 義裕	現任		○	○		○	○	
	加藤 順弘	現任	独立社外		○		○	○	
	藤田 利彦	現任	独立社外			○	○	○	○
	安間 匡明	現任	独立社外	○	○		○	○	○

社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社及び当社の子会社、関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者又は過去10年間に
おいて当社グループの業務執行者であった者
2. 過去10年間に於いて当社の現在の主要株主及びその連結子会社の取締役、監査役、業務執行者であった者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
5. 当社又はその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社グループから多額の寄付を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
8. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
9. 上記3から8のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
10. 上記1から8までのいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、経済社会活動の正常化が進み、個人消費や企業収益などについて持ち直しの動きが見られたものの、急激な円安進行や諸物価の高騰等により、先行きは不透明な状況で推移しました。世界経済においても、各国で新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和政策が取られ、総じて経済社会活動の正常化が進み回復基調となりましたが、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、資源価格・原材料価格が高騰し、急激にインフレが進行いたしました。

原油価格は、EUによるロシア産原油の禁輸措置の導入を発端に、供給不足が強まるとの見方などから、一時1バレル120米ドル台前半へ上昇したものの、その後中国経済の下振れや、主要先進国の金融引き締めによる景気後退への懸念から、エネルギー需要が減少するとの見方が強まった結果、2022年12月末は1バレル70米ドル台で取引を終えました。このような状況から、脱炭素の流れと並存しつつ、安定したエネルギー供給を維持することは依然重要な課題であり、石油会社による深海油田開発は当面継続すると考えられます。また、浮体式海洋石油・ガス生産設備についても、特に当社グループが強みを持つ超大水深大型プロジェクト向けのFPSOについては、今後も安定した需要が見込まれます。

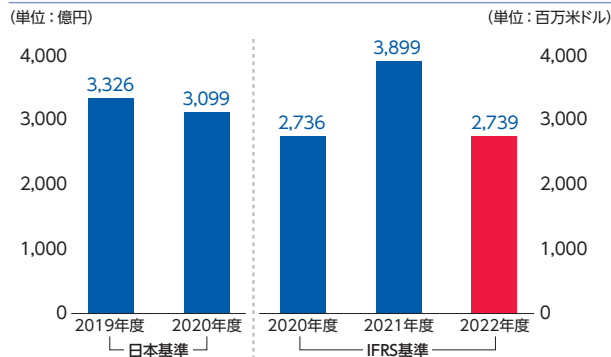
しかしながら、当社グループを取り巻く事業環境は、脱炭素化、再生可能エネルギーの更なる普及、デジタル技術の進化など大きく変化しています。こうした事業環境の変化を確実に捉え、既存事業で収益を確保しつつ、浮体式洋上風力発電、環境に配慮したFPSOの開発、デジタルソリューション事業など、将来の新たな収益源の開拓を着実に進めてまいります。

このような状況下、当期の連結業績は、FPSO建造プロジェクトの設計変更等により、受注高は1,462,207千米ドル（前年比49.6%減）となりました。売上収益はFPSO建造工事の進捗により2,739,762千米ドル（前年比29.7%減）となりました。

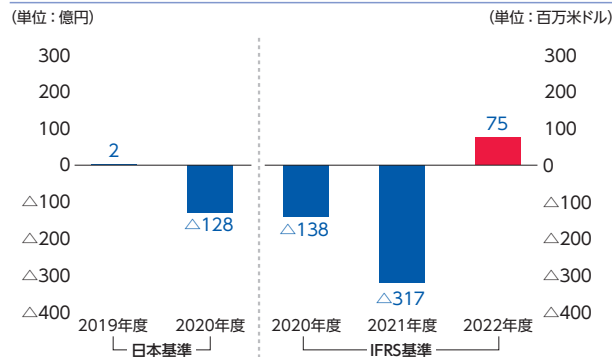
利益面では、新型コロナウイルス感染症の影響が残り、一部の建造工事での費用超過や、ブラジルで操業するFPSO等に対する追加の修繕費用の発生による利益の押し下げ要因があったものの、比較的収益率の高い建造工事の進捗や、チャーター事業の収益の積み上げなどにより、営業利益は75,330千米ドル（前年度は営業損失317,552千米ドル）となりました。



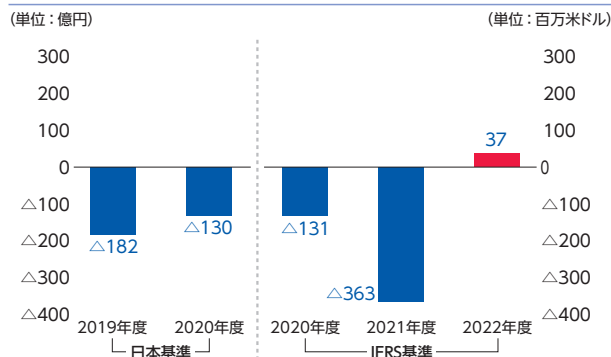
連結売上高／連結売上収益



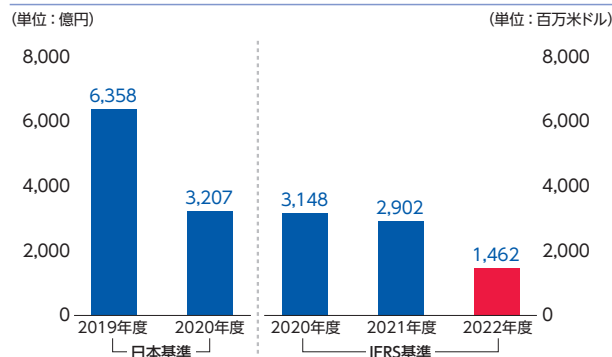
連結経常利益(又は損失)／連結営業利益(△損失)



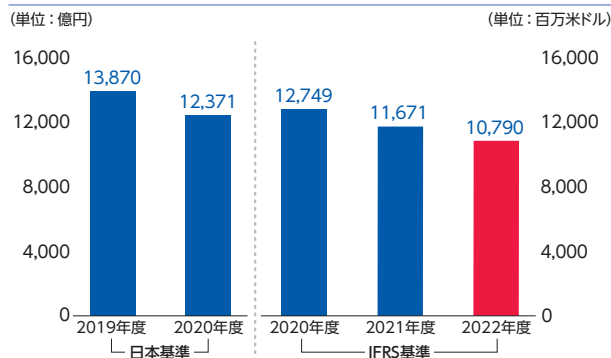
親会社株主に帰属する当期純損失／親会社の所有者に帰属する当期利益(△損失)



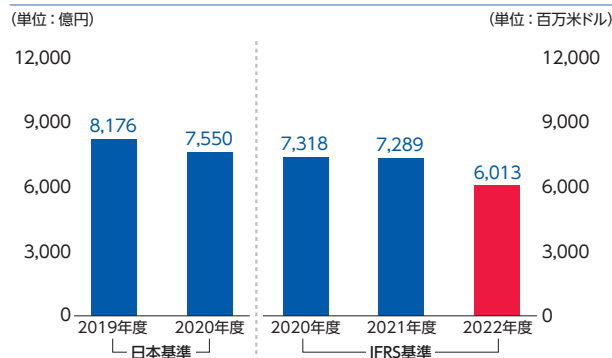
連結受注高



連結受注残高



持分法適用関連会社の「リース、チャーター及びオペレーション」に関する、当社持分相当の受注残高



また、米ドル高による為替差損の発生やFPSOを保有する関連会社に対する追加融資に対して損失評価引当金を計上したことなどにより金融費用が増加したことで、税引前利益は54,835千米ドル（前年同期は税引前損失344,300千米ドル）となりました。これらにより、親会社の所有者に帰属する当期利益は37,377千米ドル（前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失363,975千米ドル）となりました。

期末配当については、当期は最終黒字を確保したものの、未だ内部留保の積み上がりが十分でなく、誠に遺憾ながら無配とせざるを得ない状況であります。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、6,883千米ドルで、その主なものはデジタルライゼーション開発費用であります。

3. 資金調達の状況

当期に実施いたしました投資等の所要資金は、自己資金、銀行借入等により調達いたしました。

4. 事業の譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

5. 対処すべき課題

前述の通り、当社グループが強みを持つ大水深大規模油田向けのFPSOに対しては、今後も安定した需要が見込まれます。良好な市場環境が続くなか、当社グループは、これまで積み上げてきた多くのプロジェクト遂行実績を基に、更なるコスト競争力の強化に努め、受注機会の増加に向けた取り組みを進めております。一方で、最近のFPSOは大型化・複雑化する傾向にあり、また、建造工事の工期も3年から4年ほどかかるため、複数の建造工事を同時に遂行する能力が必要となります。当社グループは、プロジェクト・マネジメント力及びエンジニアリング力の強化を進め、必要人材の育成を続けるとともに、東洋エンジニアリング株式会社と設



立した合弁会社の活用や実績のある企業との協業等を行うことで大型化・複雑化したFPSOの建造の同時遂行能力の強化に努めてまいります。

当社グループは、2000年代前半より業界に先駆けて大水深かつ大規模な海洋油田開発向けのFPSO等を受注してまいりました。しかしながら、初期の段階で受注したFPSO等につきましては、アセット・コンディション維持に関して様々な課題に直面しており、安全性の確保を最優先したことから、稼働率の低下を余儀なくされておりました。石油・ガスの安全かつ安定した生産は当社グループの最も重要な社会的使命の一つであり、アセット・インテグリティの改善を中期経営計画の最重要テーマに設定し、集中メンテナンスを継続実施し、アセット・マネジメントの改善に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症に関しては、各国で各種規制は緩和・撤廃されてきており、当社グループ事業に対する影響も軽微となって来ております。しかしながら新たな変異株の出現等により感染が再拡大した場合の備えを継続し、リスクの最小化を図っていきます。

また、プロジェクトの大型化・複雑化に伴い、建造、操業、リースに至るまでの全FPSO事業全体の管理体制の一層の強化を行うとともに、適切かつ強固な内部統制の確立にも努めてまいります。



2021-2023 中期経営計画

当社は、サステナブルな社会の実現に貢献することを当社の長期ビジョンとして描くとともに、「本業の収益力徹底強化」、「新規事業の研究開発・育成への投資」及び「環境・社会的要請への取組」という3つの中長期戦略のサイクルを回し続けることで事業モデルの進化を目指します。2021年からの3カ年の経営計画である「2021-2023 中期経営計画」においては、重要テーマとして①アセット・インテグリティの改善、②デジタルライゼーション戦略推進、③研究開発：FPSOに次ぐ将来の収益源の育成、④環境・社会的要請への取り組みの4つを設定し、これらの目標の達成のため、必要なリソースを確保しつつ、当社グループが一体となり、総力を挙げて取り組んでおります。

・アセット・インテグリティの改善：

前述の通り、船齢が高いブラジルのFPSOの集中メンテナンス及び継続的なアセット・マネジメントにより、安全かつ安定して石油・ガスを生産するためのトータルサービス提供に注力しております。一昨年より宿泊船（フローテル）を使用した大規模修繕を行っており、現在も継続中です。

・デジタルライゼーション戦略推進：

「更なるFPSO操業の効率化」、「操業から上流工程へデジタル適用領域拡大」及び「デジタルソリューション事業の立ち上げ」をデジタル戦略の柱として事業モデルを進化させます。一昨年、シンガポール及びブラジルを拠点としたデジタル事業会社を設立いたしました。

・研究開発：

FPSOのゼロエミッション化を進めるとともに、FPSOに次ぐ将来の収益源の育成に向け、独自の浮体構造及び係留技術（TLP）を活用した浮体式洋上風力発電事業への取り組みを加速させます。

昨年度よりウェブサイト上に当社グループが保有するFPSOから排出する温室効果ガスの総量を開示しております。今後排出量を減少させるための諸施策についても検討を開始しております。

また、浮体式洋上風力発電事業については、当社が石油・ガス開発で培ったTLP型浮体・係留システムを利用した提案が、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「グリーンイノベーション基金事業」に採択され、現在パートナー企業と共に低コスト化への技術検証作業を鋭意実行中です。

・環境・社会的要請への取り組み：

国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals (SDGs)）が掲げる17の目標のうち、当社が最も貢献できると考える以下の5つの目標を選定し、達成に向け重点的に取り組みを推進しております。



目標5、「ジェンダー平等を実現しよう」



目標8、「働きがいも経済成長も」



目標14、「海の豊かさを守ろう」



目標7、「エネルギーを皆に、そしてクリーンに」



目標13、「気候変動に具体的な対策を」

6. 財産及び損益の状況

日本基準

(単位：百万円)

区 分	第 34 期 (2019年12月期)	第 35 期 (2020年12月期)
受 注 高	635,832	320,787
売 上 高	332,644	309,925
経 常 利 益	294	△12,854
親会社株主に帰属する当期純損失	△18,227	△13,076
1株当たり当期純利益又は損失	△323円47銭	△232円05銭
純 資 産	125,366	95,015
総 資 産	383,189	357,532

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

国際財務報告基準 (IFRS)

(単位：千米ドル)

区 分	第 35 期 (2020年12月期)	第 36 期 (2021年12月期)	第 37 期 (2022年12月期)
受 注 高	3,148,190	2,902,771	1,462,207
売 上 収 益	2,736,586	3,899,748	2,739,762
営 業 利 益 (△ 損 失)	△138,321	△317,552	75,330
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失)	△131,907	△363,975	37,377
基本的1株当たり当期利益(△損失)	△2.34	△6.46	0.66
希薄化後1株当たり当期利益(△損失)	△2.34	△6.46	0.66
資 本 合 計	867,849	554,759	841,121
資 産 合 計	3,176,928	3,425,542	3,136,213

(注) 1. 当社の連結業績は、第36期の期末決算より従来の日本基準に替えて国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。そのため、第35期の数値につきましてもIFRSに準拠して開示しております。

2. 基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC INTERNATIONAL, INC.	米ドル 5,629	100.0%	FPSO等の設計・建造・据付・販売及びオペレーション
SOFEC, INC.	米ドル 26,600	80.0	係留システムの設計・製作・販売
MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポールドル 1,043,790,100	100.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の設計・建造・据付
MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD.	シンガポールドル 37,940,000	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC SERVICOS DE PETROLEO DO BRASIL LTDA	ブラジルレアル 4,317,083,307	100.0	FPSO/FSOのオペレーション

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC VENTURE 10 B.V.	22,644,000 ^{ユーロ}	50.0%	FPSOのチャーター
PRA-1 MV15 B.V.	19,584,627 ^{ユーロ}	40.6	FSOのチャーター
OPPORTUNITY MV18 B.V.	36,370,000 ^{ユーロ}	67.0	FPSOのチャーター
GAS OPPORTUNITY MV20 B.V.	38,678,800 ^{ユーロ}	70.0	FPSOのチャーター
TUPI PILOT MV22 B.V.	68,144,900 ^{ユーロ}	42.5	FPSOのチャーター
GUARA MV23 B.V.	124,050,000 ^{ユーロ}	34.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI SUL MV24 B.V.	163,172,304 ^{ユーロ}	29.4	FPSOのチャーター
T.E.N. GHANA MV25 B.V.	149,649,663 ^{ユーロ}	25.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI NORTE MV26 B.V.	175,026,035 ^{ユーロ}	29.4	FPSOのチャーター
CARIOCA MV27 B.V.	169,419,960 ^{ユーロ}	29.4	FPSOのチャーター
TARTARUGA MV29 B.V.	206,138,000 ^{米ドル}	29.4	FPSOのチャーター
SEPIA MV30 B.V.	208,526,000 ^{米ドル}	29.4	FPSOのチャーター
LIBRA MV31 B.V.	327,936,000 ^{米ドル}	29.4	FPSOのチャーター
BUZIOS5 MV32 B.V.	100,000 ^{米ドル}	35.0	FPSOのチャーター
MARLIM1 MV33 B.V.	100,000 ^{米ドル}	32.5	FPSOのチャーター
AREA1 MEXICO MV34 B.V.	100,000 ^{米ドル}	35.0	FPSOのチャーター

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

9. 重要な業務提携等の状況

提携先	所在国	内 容
三井物産株式会社	日 本	FPSO等に関する事業の共同推進

10. 主な事業の内容 (2022年12月31日現在)

当社及び米国子会社であるMODEC INTERNATIONAL, INC.社は、海洋石油・ガス開発に利用する浮体式海洋石油・ガス生産設備であるFPSO、FSO及びTLPの設計・建造・据付並びに販売を主な事業としております。また、ユーザーの多様なニーズに対応するため、FPSO、FSOを受注する際に子会社又は関連会社を設立し、これらの子会社又は関連会社を通じてリース、チャーター及びオペレーションのサービスを提供しております。

11. 主な事業拠点等 (2022年12月31日現在)

当社本社（東京都中央区）

海外子会社：MODEC INTERNATIONAL, INC.（米国）

12. 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
5,225名 (678名)	52名増 (9名増)

- (注) 1. 当社グループは事業の種類別セグメントを記載しておらず、事業部門等に関連付けて記載することが困難なため、連結会社の合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員をもって表示しており、正社員・嘱託・受入出向者等の人数であります。
3. 派遣社員等の臨時社員の人数を（ ）にて外数で表示しております。臨時社員とは、一時的な雇用関係にある社員であります。
4. FPSOのオペレーションプロジェクトの増加等の理由により、従業員数が前期末と比べて52名増加しております。

13. 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

(単位：千米ドル)

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	96,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	46,450
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	15,000
株 式 会 社 新 生 銀 行	15,000

II 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

1. 発行株式の総数 56,407,010株(自己株式990株を除く。)
2. 株 主 数 13,781名
3. 大 株 主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 三 井 E & S ホ ー ル デ ィ ン グ ス	27,697,000	49.10
三 井 物 産 株 式 会 社	8,387,300	14.86
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,048,900	5.40
ジ ー ピ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス バ ン ク 3 8 5 6 3 2	1,908,182	3.38
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	897,500	1.59
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	717,927	1.27
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	511,909	0.90
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 7	437,900	0.77
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	433,400	0.76
バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク ジ ー シ ー エ ム ク ラ イ ア ン ト ア カ ウ ン ト ジ ェ イ ピ ー ア ー ル デ イ アイ エ ス ジ ー エ フ イ ー エ イ シ ー	293,962	0.52

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(990株)を控除して計算しております。
 2. 当該自己株式は、「役員向け株式報酬制度」による信託口が所有する当社株式を含めておりません。

4. その他株式に関する重要な事項

(役員向け株式報酬制度)

2018年第32回定時株主総会において、取締役（非業務執行取締役を除く。以下同じ。）の報酬について、株式交付信託制度の導入を決議し、2018年5月より導入しております。本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、2019年2月の取締役会で、本制度の対象者に執行役員を追加することを決議しております。

(1) 取引の概要

当社が金銭を信託して設定した信託において取得した当社普通株式（以下、「当社株式」といいます）を、当社取締役会が定めた株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、取締役及び執行役員に交付する株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

2022年12月31日現在において、信託に残存する当社株式数は37,227株であります。

(3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当ありません。

5. 新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

III 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

地位	氏名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	金森 健	
取締役	高野 育 浩	CFO (Chief Financial Officer)、経理部、財務部及び財務企画グループ担当
取締役	今 泉 勝 行	COO (Chief Operating Officer)、プロジェクト・ファイナンス部、リース・ビジネス&オペレーション・サポート部、ビジネス&プロジェクト・サポートグループ及びHSSEグループ担当、MII社 President & CEO
取締役	岡 良 一	株式会社三井E & Sホールディングス取締役会長
取締役	若 菜 康 一	三井物産株式会社執行役員プロジェクト本部長 三井物産プラントシステム株式会社取締役
取締役	相 京 重 信	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役、 ニチコン株式会社社外取締役、 スターツコーポレーション株式会社社外監査役
取締役	野 田 弘 子	プロビティコンサルティング株式会社 代表取締役、 野田公認会計士事務所代表 公認会計士、 岡部株式会社社外取締役（監査等委員）、 エステー株式会社社外取締役（監査委員）、 蝶理株式会社社外取締役
取締役	白 石 和 子	SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	西 海 和 久	株式会社ブリヂストン エクスターナル・アドバイザー
取締役	小 林 雅 人	シティユーワ法律事務所パートナー 弁護士 株式会社日本共創プラットフォーム社外監査役
常勤監査役	高 村 義 裕	
監査役	加 藤 順 弘	加藤順弘税理士事務所所長 税理士
監査役	藤 田 利 彦	辻・本郷税理士法人理事
監査役	安 間 匡 明	PwCサステナビリティ合同会社執行役員常務

- (注) 1. 取締役 岡良一、若菜康一、相京重信、野田弘子、白石和子、西海和久及び小林雅人の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 加藤順弘、藤田利彦及び安間匡明の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 加藤順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 2022年3月29日開催の第36回定時株主総会における異動は次のとおりであります。
 (1) 高野育浩、今泉勝行、岡 良一、及び若菜康一の各氏が取締役に就任いたしました。
 (2) 取締役 澤田実、高橋岳之及び中井一雅の各氏は、任期満了により退任いたしました。
 (3) 高村義裕氏が監査役に就任いたしました。
 (4) 監査役 相京勝則氏は辞任いたしました。
 5. 当社は、取締役 相京重信、野田弘子、白石和子、西海和久、小林雅人の各氏、及び監査役 加藤順弘、藤田利彦、安間匡明の各氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

取締役	11名	150百万円 (内、業績連動金銭報酬 なし、株式報酬 13百万円)
監査役	5名	55百万円 (内、業績連動金銭報酬 なし、株式報酬 なし)
内、社外役員	10名	70百万円 (社外取締役 7名、社外監査役 3名)

- (注) 1. 2019年3月20日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内 (内、社外取締役の報酬については年額65百万円以内)、2016年3月24日開催の第30回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内と決議いただいております。第33回定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は11名 (内、社外取締役は6名)、第30回定時株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は4名です。
2. なお、上記取締役及び監査役の人数には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
3. 2018年3月23日開催の第32回定時株主総会において、当社が金銭を拠出することにより設定する信託 (以下、「本信託」) が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される株式報酬制度の導入を決議いただいております。第32回定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は4名です。取締役の報酬額には、取締役向け株式報酬制度の当事業年度の費用計上が含まれております。

(2) 報酬等の決定に関する方針

当社は2020年12月17日開催の取締役会において報酬等の決定に関する方針を決議しております。

また、独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬等について、透明性、客観性を確保し、公正かつ適正に決定しております。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容の決定において、指名・報酬委員会にて決定方針との整合性等を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、上記報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

(i) 役員等報酬の基本方針

当社の役員等の報酬制度は、株主等のステークホルダーに提供する価値の最大化に向け、以下の基本方針に基づいて設定しております。

- ・中長期的な企業価値向上と当社の経営計画の実現を促すために、全社業績や個人の成果に応じた適切なインセンティブとして機能するように設計する。
- ・それぞれの役員等が担う役割、責任、成果を反映することにより、職責に応じた職務遂行を促す。
- ・役員報酬に係る規制やガイドライン等を遵守しながら、市場に存在する優秀な人材を引き付けることを可能とする、競争力のある水準に設定する。
- ・適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経営環境等を踏まえ適時見直す。

(ii) 報酬の仕組み

当社の役員等の報酬は、固定報酬である「基本報酬」及び業績連動報酬である「賞与」、並びに「株式報酬」により構成されております。

各役員等の総報酬に占める各報酬の比率は、業績目標達成に向けた適切なインセンティブとなるよう、外部専門機関による役員報酬調査データの水準や経営者報酬ガイドラインを参考にしており、全社業績が標準の場合、固定報酬：業績連動報酬：株式報酬の比率は概ね6:3:1となるように設計しております。

「基本報酬」は、各役員等の役割、責任に応じた対価とし、職責に応じた職務遂行を促すことを目的とした報酬としており、役員等各人の役位に応じて報酬額を決定しております。

「賞与」は、単年度の全社業績への対価とし、業績達成に向けたインセンティブとして機能すること、及び株主との利益共有化を図ることを目的とした報酬としております。賞与は、業績との関連を明確にするとともに、株主の皆様への利益に対する貢献を意識付けるため、業績連動指標として連結純利益 (親会社株主に帰属する当期純利益、又は親会社の所有者に帰属する当期利益) の予算達成度と利益水準に、配当実績を加味し、金額を決定します。当指標を選定した理由は、当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として連結純利益が適切と判断したこと、また株主の皆様への利益に対する貢献を意識付けるものとして配当実績が適切と判断したことになります。当事業年度を含む連結純利益の推移は、前掲「連結業績の

状況」をご参照ください。なお、2022年12月期の年間配当については、誠に遺憾ながら無配を予定しております（前年実績は1株当たり15.00円）。

「株式報酬」は、役員等の報酬と当社の株式価値との連動をより明確にし、役員等が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬としております。

なお、社外取締役及び監査役の報酬については、経営に対する独立性の確保の観点から、業績等に左右されない報酬体系として、固定報酬である「基本報酬」のみを採用しております。

(iii) 役員報酬等決定のプロセス

取締役会は、指名・報酬委員会からの提言を踏まえ、役員報酬の決定に関する方針について審議、決定しております。

(iv) 代表取締役社長への委任

当社は、決定に関する方針に従い、取締役会の決議に基づき代表取締役社長 金森 健に各役員等の報酬額の具体的な内容の決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように、当該内容の決定は指名・報酬委員会からの答申に従うものと決定に関する方針に規定しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、社外取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である岡 良一氏、若菜康一氏、相京重信氏、野田弘子氏、白石和子氏、西海和久氏及び小林雅人氏、並びに常勤監査役である高村義裕氏、社外監査役である加藤順弘氏、藤田利彦氏及び安間匡明氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その内容は次のとおりであります。

社外取締役、又は監査役としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員、並びに当社及び子会社の管理職を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。但し、法令違反を認識して行った行為に起因した損害賠償は対象外であるなど一定の免責事由があります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「Ⅲ会社役員に関する事項 1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間における特筆すべき関係は、以下のとおりです。

取締役 岡 良一氏は、株式会社三井E & Sホールディングスの取締役であり、当社は同社の持分法適用会社となります。

取締役 若菜康一氏は、三井物産株式会社の執行役員であり、同社は当社の株式を保有しております。他の社外役員については、いずれもその重要な兼職先と当社との間における特筆すべき関係はありません。

(2) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岡 良一	[取締役会] 14回中14回	株式会社三井E&Sホールディングスにおける豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 若菜 康一	[取締役会] 16回中16回	大手総合商社における豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 相京 重信 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 22回中22回 [指名・報酬委員会] 12回中12回	大手金融機関及び他社社外役員としての豊富な経験及び高い見識に基づき、金融及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 野田 弘子 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 22回中22回 [指名・報酬委員会] 12回中12回	公認会計士としての専門的な知見及び他社社外役員としての豊富な経験に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 白石 和子 (指名・報酬委員会 委員長)	[取締役会] 22回中22回 [指名・報酬委員会] 12回中12回	官公庁で培った国際情勢に関する幅広い見識及び豊富な経験に基づき、国際的な視点から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 西海 和久 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 22回中22回 [指名・報酬委員会] 12回中12回	大手製造業における経営者としての豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役 小林 雅人 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 22回中22回 [指名・報酬委員会] 12回中12回	弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験に基づき、専門的見地から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。
監査役 加藤 順弘	[取締役会] 22回中22回 [監査役会] 15回中15回	税理士としての豊富な経験及び税務会計の研究者としての高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。
監査役 藤田 利彦	[取締役会] 22回中22回 [監査役会] 15回中15回	官公庁における豊富な経験及び税務の専門的な知見に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。
監査役 安間 匡明	[取締役会] 22回中22回 [監査役会] 15回中15回	政府系金融機関における国内外の金融に関する豊富な経験及び高い見識から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。

(注) 指名・報酬委員会は、独立社外取締役である上記5氏により構成されています。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額 | 146百万円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の利益の合計額 | 146百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項・第2項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容
該当事項はありません。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

V 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書 (2022年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千米ドル		千米ドル
資 産	3,136,213	負 債	2,295,092
流動資産合計	1,407,147	流動負債合計	1,764,443
現金及び現金同等物	492,625	営業債務及びその他の債務	921,708
営業債権及びその他の債権	478,083	契 約 負 債	499,383
契 約 資 産	257,328	借 入 金	19,084
その他の金融資産	37,288	未 払 法 人 所 得 税	38,389
その他の流動資産	141,820	引 当 金	109,704
非流動資産合計	1,729,066	その他の金融負債	99,219
有形固定資産	64,314	その他の流動負債	76,954
無形資産	70,213	非流動負債合計	530,649
持分法で会計処理されている投資	1,114,066	社 債 及 び 借 入 金	374,293
貸 付 金	365,032	繰 延 税 金 負 債	1,283
その他の金融資産	13,603	確 定 給 付 負 債	43,959
繰 延 税 金 資 産	65,016	引 当 金	56,675
その他の非流動資産	36,819	その他の金融負債	37,127
		その他の非流動負債	17,310
		資 本	841,121
		資 本 金	282,292
		資 本 剰 余 金	280,686
		利 益 剰 余 金	131,004
		自 己 株 式	△1,092
		その他の資本の構成要素	118,748
		親会社の所有者に帰属する持分合計	811,640
		非 支 配 持 分	29,481
資 産 合 計	3,136,213	負 債 及 び 資 本 合 計	3,136,213

科 目	金 額
	千米ドル
売 上 収 益	2,739,762
売 上 原 価	△2,671,503
売 上 総 利 益	68,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△153,101
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	126,845
そ の 他 の 収 益	33,384
そ の 他 の 費 用	△57
営 業 利 益	75,330
金 融 収 益	64,389
金 融 費 用	△84,884
税 引 前 利 益	54,835
法 人 所 得 税 費 用	△13,691
当 期 利 益	41,143
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	37,377
非 支 配 持 分	3,766
当 期 利 益	41,143
1 株 当 たり 当 期 利 益	
基 本 的 1 株 当 たり 当 期 利 益 (米ドル)	0.66
希 薄 化 後 1 株 当 たり 当 期 利 益 (米ドル)	0.66

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	241,328	(負 債 の 部)	219,796
流 動 資 産	137,901	流 動 負 債	167,551
現 金 及 び 預 金	19,476	買 掛 金	78,605
売 掛 金	45,145	1年内返済予定の長期借入金	2,524
契 約 資 産	31,663	リ ー ス 債 務	16
前 渡 金	13,223	未 払 金	1,638
前 払 費 用	729	未 払 費 用	2,832
短 期 貸 付 金	4,334	契 約 負 債	48,175
未 収 入 金	19,408	預 り 金	165
未 収 収 益	5,070	C M S 預 り 金	29,655
そ の 他 流 動 資 産	1,063	賞 与 引 当 金	58
貸 倒 引 当 金	△2,214	受 注 損 失 引 当 金	3,829
固 定 資 産	103,427	そ の 他 流 動 負 債	50
有 形 固 定 資 産	81	固 定 負 債	52,245
建 物	44	社 債	29,859
工 具 器 具 備 品	6	長 期 借 入 金	20,361
リ ー ス 資 産	30	リ ー ス 債 務	17
無 形 固 定 資 産	1,893	退 職 給 付 引 当 金	838
ソ フ ト ウ ェ ア	54	そ の 他 の 引 当 金	89
そ の 他 無 形 固 定 資 産	1,839	繰 延 税 金 負 債	992
投 資 そ の 他 の 資 産	101,451	そ の 他 固 定 負 債	86
投 資 有 価 証 券	0	(純 資 産 の 部)	21,532
関 係 会 社 株 式	94,144	株 主 資 本	21,532
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	18,325	資 本 金	30,122
貸 倒 引 当 金	△12,516	資 本 剰 余 金	30,852
そ の 他 投 資	1,498	資 本 準 備 金	30,852
		利 益 剰 余 金	△39,323
		利 益 準 備 金	68
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△39,392
		繰 越 利 益 剰 余 金	△39,392
		自 己 株 式	△119
資 産 合 計	241,328	負 債 及 び 純 資 産 合 計	241,328

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)



科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		269,663
売 上 原 価		263,684
売 上 総 利 益		5,978
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,725
営 業 損 失		△2,747
営 業 外 収 益		
受 取 保 証 料	194	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	45,184	
そ の 他	2,746	48,126
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,229	
為 替 差 損	9,561	
そ の 他	1,395	16,186
経 常 利 益		29,192
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19,767	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,252	24,020
税 引 前 当 期 純 利 益		5,171
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4
法 人 税 等 調 整 額		54
当 期 純 利 益		5,112

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 真
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 文 隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、三井海洋開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 真
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 文 隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

三井海洋開発株式会社 監査役会

常勤監査役	高 村 義 裕	Ⓔ
社外監査役	加 藤 順 弘	Ⓔ
社外監査役	藤 田 利 彦	Ⓔ
社外監査役	安 間 匡 明	Ⓔ

以 上

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月に開催
期末配当基準日	毎年12月31日
中間配当基準日 (中間配当を実施する場合)	毎年6月30日
公告方法	電子公告 (https://www.modec.com/jp/ir/index.html) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(お問い合わせ先) (郵便物郵送先)	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (証券代行事務センター) TEL：0120-782-031 (フリーダイヤル)
(インターネット) (ホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

三井海洋開発株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目3番10号

日本橋丸善東急ビル

TEL：03-5290-1200 (代表)

FAX：03-5290-1505

<https://www.modec.com/jp/>

株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

会場 | 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールA・B
TEL : 03-3275-2090



東京建物
日本橋ビル(2階)



交通のご案内

- 1 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結
- 2 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分
- 3 JR線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分
- 4 JR線「東京」駅 八重洲中央口より徒歩10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。